

# 三重短期大学体育施設の地域開放事業実施要綱

平成18年1月1日

改正 平成28年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの振興等を図るため、住民に対し三重短期大学の体育施設をスポーツ活動に使用させることにより、当該体育施設を開放すること（以下「開放事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放事業の実施の原則)

第2条 開放事業は、三重短期大学における教育研究に関し支障のない場合に限る、これを実施するものとする。

2 前項の場合において、三重短期大学における教育研究に関し支障があるかどうかの判断については、学長の意見を聴いて行うものとする。

(開放施設)

第3条 開放事業の対象となる体育施設（以下「開放施設」という。）は、体育館、テニスコート及びグラウンドとする。

(使用することができる日及び時間)

第4条 開放施設を使用することができる日は、1月5日から12月27日までの間における日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とし、当該開放施設を使用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

(使用者の範囲及び登録)

第5条 開放施設を使用することができる団体は、本市の区域内に住所を有する者（本市の区域内に存する事務所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）10人以上で構成され、かつ、成年による責任者が存する団体で、あらかじめ本市に登録されたもの（以下「登録団体」という。）とする。

2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、開放施設使用団体登録申請書（第1号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、開放施設使用団体登録証（第2号様式）を申請団体に交付するものとする。

4 前項の規定による登録の有効期限は、その登録された日の属する年度の末日までとする。

（登録事項の変更）

第6条 登録団体は、開放施設使用団体登録申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該登録を受けたとき。
- (2) 登録団体としての要件を欠いたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（使用許可等）

第8条 開放施設を使用しようとする登録団体は、使用の日の1月前から使用の日の7日前までの間に、開放施設許可申請書（第3号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、開放施設許可書（第4号様式）を交付するものとする。

3 市長は、三重短期大学の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に際して条件を付すことができる。

（使用の制限）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開放施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 営利を図る目的で使用するおそれのあるとき。
- (3) 政治又は宗教的活動のために使用するおそれのあるとき。
- (4) 施設、設備等を汚損し、又は損傷するおそれのあるとき。
- (5) その他開放施設の管理運営上支障があるとき。

（使用許可の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用

許可を取り消し、若しくは変更し、又はその使用の停止を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第11条 開放施設の使用の許可を受けた登録団体（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用しようとする日の5日前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、開放施設の使用を終えたとき、又は第10条の規定により使用許可を取り消され、若しくはその使用の停止を命じられたときは、直ちに使用した施設、設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

1 開放施設の 1 時間当たりの使用料

単位 円

施設区分 \ 時間区分	午前 9 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
体 育 館	5 0 0	7 5 0
テニスコート (一面につき)	1 0 0	1 0 0
グラウンド	1, 0 0 0	1, 0 0 0
〔備考〕 使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とする。		

2 照明設備の 1 時間当たりの使用料

単位 円

体 育 館	3 0 0
テニスコート	6 0
グラウンド	2 0 0
〔備考〕 使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とする。	

第1号様式（第5条関係）

（表）

開放施設使用団体登録申請書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所  
申請者 団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

印

次のとおり開放施設の使用団体として登録を受けたいので申請します。

設 立 年 月 日	
人 員	
設 立 目 的	
主 な 活 動 内 容	
* 登 録 年 月 日	
* 登 録 番 号	

- 備 考 1 団体の規約などがあれば添付してください。  
2 \*欄は、記入しないでください。



第2号様式（第5条関係）

開放施設使用団体登録証

平成 年 月 日

様

津市長

印

下記のとおり開放施設の使用団体として登録します。

記

登録番号	
団体名	
代表者氏名	
住所	
有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

第3号様式（第8条関係）

使 用  
開放施設 許可申請書  
使用変更

平成 年 月 日

（宛先）津市長

団 体 名  
申請者 代表者氏名 ④  
電 話 番 号

次のとおり開放施設の使用許可を受けたいので、許可するよう申請します。

使 用 日 時	前 前 年 月 日（ 曜）午 時 分から午 時 分まで 後 後		
使 用 目 的			
使 用 人 員	人		
使 用 施 設	体 育 館		
	テニスコート	A 面 ・ B 面 ・ 両 面	
	グラウンド		
使 用 器 具 等	バレーボール支柱・ネット・得点板・審判台 卓球台・ネット・得点板 バドミントン支柱・得点板・審判台 テニスネット・得点板・審判台 サッカーゴール		
責 任 者			
責任者電話番号		* 使用料	円

- 備 考 1 使用目的、使用日時及び使用施設の変更の承認を受けようとするときは、変更事項をそれぞれ該当欄に記入して申請してください。
- 2 使用施設及び使用器具等の欄は、使用する項目に○印を記入してください。
- 3 責任者の欄は、団体代表者とは別に、当日使用するメンバーのうちから1人を使用責任者として定め、氏名・電話番号を記入してください。
- 4 \*印の欄は、記入しないでください。



第4号様式（第8条関係）

津市指令短 号

開放施設使用許可書

様

平成 年 月 日付けで申請のあった開放施設使用許可について、次のとおり許可します。

平成 年 月 日

津市長

印

使用日時	平成 年 月 日 ( ) 午(前・後) 時 分から 平成 年 月 日 ( ) 午(前・後) 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
使用施設	
使用器具	
許可の条件等	